

尾張旭市城山コミュニティセンター指定管理者の候補者の選定結果

平成29年8月に下記施設の指定管理者を任意により募集し、応募のあった1者について指定管理者選定会議を設け、指定管理者の候補者の選定をしました。指定管理者の指定は、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、以下に記載している内容は、候補者選定の結果です。

市では、この結果に基づき、平成29年12月尾張旭市議会定例会に指定管理者の指定に係る議案を提出し、導入に当たっての進め方を進めます。

1 対象施設

尾張旭市城山コミュニティセンター

2 選定会議

開催日	主な内容
平成29年9月25日(月)	選定会議・審査の要領・基準の説明 書類審査、ヒアリング 評価及び候補者の選定

3 指定管理者の候補者

尾張旭市城前町三丁目3番地12

尾張旭市城山コミュニティセンター運営委員会

4 任意指定とした理由

尾張旭市城山コミュニティセンターは、「世代を超えたふれあいや交流に満ちた地域活動の推進」を設置目的とし、城山地区の地域コミュニティ形成の拠点施設として整備されたものであり、地域のことを地域で考え、地域が実践する考えのもと、当該地区の地域団体を指定管理者とする指定管理者制度の導入が図られている。

当該施設のように地域に密着した施設においては、公募によらず地域団体を管理者として指定することが適当であると認め、現指定管理者である「尾張旭市城山コミュニティセンター運営委員会」を指定管理者とする指定管理者制度の継続が、最も効果的かつ効率的に当該施設の設置目的を達成できると判断し、任意指定とした。

5 審査基準及び審査結果

審査基準	評価点	
	配点	尾張旭市城山コミュニティセンター運営委員会
(1) 利用者の平等利用の確保及びサービスの向上	100	76
(2) 公の施設の効用の最大発揮及び管理経費の縮減	175	129
(3) 管理を安定して行う物的及び人的能力	125	87
(4) その他の要件	100	86
評価点合計	500	378

6 選定理由

尾張旭市城山コミュニティセンターの指定管理者の募集に際しては、非公募とし、応募団体からの申請書及び附属の書類並びに選定会議により、その適格性などを確認し、次の理由により、候補者を選定しました。

(1) 利用者の平等利用の確保及びサービスの向上

城山コミュニティセンターの設置目的を十分に理解した上で、的確な運営方針が定められている。施設・設備の定期的な確認はもとより、特に配慮を要する箇所については、日常的な点検を実施することで、全ての利用者に配慮した施設の管理運営が期待できる。

また、定期的な利用者アンケートを実施するほか、意見や要望を言いやすい環境づくりに努めることで、日常的な利用者の声も聴取、反映させる仕組みなどが提案されており、常にサービス向上を意識した運営が期待できる。

(2) 公の施設の効用の最大発揮及び管理経費の縮減

各種地域団体との連携、協力による施設の周知や、事業の実施を通じた利用促進が期待できるほか、貸し部屋の空き時間を有効に活用した、地域交流のきっかけづくりとなる事業の提案など、さらなる利用拡大が期待できる。

また、ボランティアとして運営に携わっていただける方を運営委員として確保するなど、管理経費の縮減に努めた適切な施設管理が期待できる。

なお、管理経費の縮減に努めた結果により生じた財源は、地域住民の交流に寄与する事業の実施により地域へ還元するほか、市へ直接返還する提案もなされている。

(3) 管理を安定して行う物的及び人的能力

施設に常駐し、受付等の日常業務を行う施設員と、運営主体である運営委員との間で

の情報共有は随時図られており、利用者対応、施設運営ルール等、運営委員会による施設員への指導育成体制が構築されている。

組織の活性化を図るための運営委員の改選や、次世代を担う人材の育成を行うなど、安定した、継続的な運営体制が整っている。

また、当該運営委員会は、城山地区の各種地域団体の構成員を委員としている特性上、同地区内に関係する者であれば比較的容易に委員会に組み入れることができ、多様化する地域の声に応じて、柔軟な対応が可能であると言える。

(4) その他の要件

自主事業については、各種団体との連携、協力による地域の交流促進事業を実施するほか、利用者や地域住民の意見を参考に、貸し部屋の空き時間を利用した事業の実施など、本施設の設置目的を十分理解し、また、施設の効率的な運用や利用拡大も期待できる着実な事業展開が図られてきている。

本施設は、開館当初から当該運営委員会による安定した管理運営により、利用拡大が図られてきており、これまでの実績は評価に値するものである。また、地域の交流拠点となるべき本施設の管理運営は、市や民間企業に任せるのではなく、地域住民により、地域のために実施することが重要であるとの強い熱意を持つ当該運営委員会は、本施設の管理運営に適した団体と認められる。

以上、「審査基準表」の審査基準及び審査の視点に照らして選定を行った結果、尾張旭市城山コミュニティセンター運営委員会を尾張旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条に基づき、適当と認められる団体として選定し、指定管理者の候補者とします。